

## 遠野市議会インターネット配信の実施に関する要綱

令和4年10月31日  
遠野市議会告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、遠野市議会基本条例（平成24年遠野市条例第26号）第3条第1号に規定する市民に開かれた議会の運営に資するため、遠野市議会（以下「議会」という。）の本会議（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条第1項に規定する定例会及び臨時会における会議をいう。以下同じ。）の映像及び音声のインターネットによる配信（以下「インターネット配信」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(インターネット配信の実施)

第2条 インターネット配信は、録画し、及び録音した本会議の映像及び音声（以下「動画データ」という。）を配信する方法によるものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、インターネット配信を行わないものとする。

- (1) 法第115条第1項ただし書の規定により秘密会とされたとき。
- (2) インターネット回線の停止その他の不具合によりインターネット配信ができなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が特別の理由があると認めたとき。

2 インターネット配信は、次の各号に掲げる会議の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して14日以内に行うものとし、おおむね4年間継続して行う。

- (1) 定例会の会期中における全ての会議 当該定例会の終了日
- (2) 臨時会 当該臨時会の開催日

(動画データの編集)

第3条 インターネット配信する動画データに次に掲げる発言が含まれる場合は、当該発言箇所について無音化その他の編集を行うものとする。

- (1) 取消し又は訂正となった発言（当該発言をした議員の申出により議長が必要な編集を行うことを認めた場合に限る。）
- (2) その他個人情報を含むインターネット配信をすることが適当でないと議長が認める発言

2 前項第2号の申出をするときは、発言の取消し又は訂正をした日から起算して7日以内に議長に対して行うものとする。

(インターネット配信の著作権等)

第4条 インターネット配信する動画データの著作権は、議会に帰属する。

2 インターネット配信する動画データは、法第123条及び遠野市議会会議規則（平成17年遠野市議会規則第1号）第1章第10節に規定する会議録でないものとする。

3 視聴者がインターネット配信を利用したこと又はインターネット配信の情報を使用したことによって生じた損害について、議会は、その責を負わない。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、インターネット配信に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年11月1日から施行する。